

## 報告事項

### 規約第 15 条に定める必要な細則の制定について

大会運営、トップリーグ開催時の手当等の支給に関して、当協会における業務手当等の支払いをより公正で透明性のある手続きとするため、規約第 15 条に基づき以下のとおり、細則を定めたので報告します。

成田市バスケットボール協会の協会役員及び加盟団体等の協力員に対する手当等の取り扱いにかかる細則(案)

#### 第 1 条(趣旨)

本細則は、当協会役員及び加盟団体等の協力員がトップリーグの開催にかかる業務に携わった時の手当等を定める。ただし、規約第 9 条に定める協会の会議にかかる業務は含まないものとする。

#### 第 2 条(事前許可)

トップリーグの開催にかかる業務を有給で行う場合は、事前に理事会の承認を得ることとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事長の指示により、理事会の事後承認ができるものとする。

#### 第 3 条(手当の種類)

本細則により支給される手当は、次に挙げるものとする。

- (1) 業務手当
- (2) 旅費

#### 第 4 条(業務手当の額)

業務手当は、原則、一回 3,000 円を上限とする。

#### 第 5 条(場所)

業務に携わる場所は、当協会が指定する場所を原則とする。ただし、これ以外の場所で業務を行う場合は、事前に理事長に届け出るものとする。

#### 第 6 条〔業務手当の支給〕

当協会が指定する場所において業務を行った場合、第 4 条に定める業務手当を支給することとする。ただし、業務時間は 3 時間以上とする。

なお、別に定めがある場合、これを優先して適用する。

特に定めがない場合は、本細則に基づいて支給する。

#### 第 7 条(支給日)

業務手当は、当日支給を原則とする。

#### 第 8 条(除外)

別の定めにおいて手当が支払われる場合は、業務手当は支給しない。

#### 第 9 条(旅費の種類)

本細則に定める旅費は、成田市外で業務を行う場合支給するものとし、次に挙げるもの

とする。

- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊費

#### 第 10 条(交通費の計算)

- (1) 交通費は居住地最寄駅または勤務先最寄駅を起点として業務場所までの経済的かつ合理的な順路によって計算する。
- (2) 用務の都合や天災その他やむを得ない事由により上記順路従って旅行できないときは、実際の経路に基づき支給する。

#### 第 11 条〔交通費〕

交通費は鉄道運賃、バス運賃、船運賃、航空運賃及び車賃とする。

- (1) 鉄道運賃は、普通旅客運賃を支給する。ただし新幹線・特急列車を運行する路線利用する出張で、1つの乗車区間が片道 100 km 以上の場合は新幹線・特急料金(座席指定料金を含む)を支給する。
- (2) バス運賃は、利用した実費を支給する。
- (3) 船運賃は、普通旅客運賃を支給する。
- (4) 航空運賃は、業務の都合により予め理事長の許可を得て航空機を利用したときに、その実費を支給する。原則、片道 700 km 以上の場合とする。(北海道、四国、九州、沖縄)
- (5) 車賃とはタクシー及び自家用動車を利用した場合に支給する。領収書に基づき実費を支給する。

ただし、自家用動車を使用する場合は、1km /30円を基本とし、高速道路及び有料区間を利用した場合は、その区間を明記する。(一律 300 円とする)

#### 第 12 条〔旅費の清算及び仮払い〕

- (1) 旅費は原則として事後清算とする。
- (2) 理事長の承認によって、事前に必要な限度において仮払いを受けることができる。

#### 第 13 条〔日当〕

- (1) 半日の場合は1,000円、1日の場合は 2,000円、宿泊を伴う場合は1日 3,000円の日当を支給する。
- (2) 日当とは、食費及びこれに伴う諸雑ならびに目的地内を巡回する場合の船賃車賃等を支弁するために支給する費用である。
- (3) 宿泊を伴う場合、日当は出発の日から帰省の日までの日数分を支給する。

#### 第 14 条〔宿泊費〕

- (1) 宿泊費は、1泊2食付15,000円を限度として領収書に基づき支給する。宿泊費が15,000円を超える場合は、予め理事長の許可を得たうえで領収書に基づき支給する。
- (2) 宿泊費は、業務における日数分を支給する。

#### 第 15 条〔委任〕

この細則の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附則) 2020年4月25日制定(理事会)

成田市バスケットボール協会 会長 半澤幹夫